

令和6年2月29日

流山市長 井崎 義治 様

流山市環境審議会
会長 新保 國弘



流山市公害防止条例施行規則の一部改正について（答申）

令和6年2月5日付け流環第1148号で諮問のあった件について下記のとおり答申します。

記

市民の健康を保護するとともに、市内の生活環境を保全することを目的に制定された流山市公害防止条例及びその施行に関し必要な事項を定めた流山市公害防止条例施行規則（以下「規則」という。）を適切に運用することにより、市内の公害防止が図られています。

特に、騒音や振動の発生は、住民の生活環境に最も影響を与える公害の一つであり、その発生を抑制するための規制基準を設け、特に静音が必要と認める地域を指定するなど、市内の生活環境の保全に寄与しているところです。

近年の多様なライフスタイルから、様々なニーズに応えるために始まった幼保連携型認定こども園は、現在、条例及び規則における規制対象ではありません。しかしながら、その性質は、規制の目的を鑑みれば、現在の規制対象施設と何ら差異はないものと考えます。また、子育て世帯の誘致を推進している本市にとっては、必要不可欠な内容とも言えます。

このことから、本件規則改正により、騒音及び振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域として、幼保連携型認定こども園の周辺を新たに指定することは適当なものと認めます。